

公益財団法人岩山育英会奨学規程

第1章 総則

(奨学生の資格)

第1条 当会の奨学生となる者は、以下の全ての資格を満たさなければならない。

- (1) 日本国籍を持つ者。
- (2) 学校教育法（昭和22年3月31日法律第26条）に定める福島県内の高等学校に在学する者。
- (3) 人物優秀かつ健康である者。
- (4) 中学校最終学年における全履修教科の平均成績が4以上である者。
- (5) 生計を一にする世帯所得が合計300万円以下である者。

2. 次の各号の一に該当する者は出願資格がない。

- (1) 高等学校の別科、専攻科（衛生看護科、水産高等学校、盲・聾学校高等部を除く）に在学する者。
- (2) 現に当会奨学生である者。
- (3) 高等学校または高等専門学校において当会奨学生であった者で、退学後、高等学校に入学あるいは編入学して同一学年以下を再履修する者。但し、入学あるいは編入学の翌年以降を除く。

(奨学生の種類)

第2条 当会の奨学生の種類は次の通りとする。

- (1) 「貸与奨学生」：当会が公益財団法人として移行登記する前に応募した者。
- (2) 「給付奨学生」：当会が公益財団法人として移行登記した後に応募した者。

2. 本規程において奨学金に言及する際、貸与と給付に共通する場合は「交付」、いずれか一方にのみ関する場合は「貸与」または「給付」と表記する。奨学生に言及する際、貸与と給付に共通する場合は「奨学生」、いずれか一方にのみ関する場合は「貸与奨学生」または「給付奨学生」と表記する。

第2章 奨学生の採用

(出願)

第3条 奨学金を志願する者は、以下の書類を当会に提出するものとする。

- (1) 連帯保証人と連署した「奨学生願書」（様式第1号）
- (2) 在学高等学校長の「推薦書」
- (3) 高等学校の「在学証明書」
- (4) 中学校の「成績証明書」
- (5) 市町村長の発行する「所得証明書」

2. 連帯保証人は、本人が未成年者の場合は親権者または後見人とし、成年者の場合は父母兄弟またはこれに代わる者でなければならない。

(選考)

第4条 以下の手順により選考を行う。

- (1) 高等学校により、人物・学力・父母の教育的関心・家計・学費の状態を基に当会に推薦。
- (2) 有識者で構成する当会の審査委員会により、出願者の人物・健康状態・優秀性・学費支弁の困難程度等を検討し、適格度の高い者から理事長が決定。
- (3) 単年度あたりの採用人数は若干名とする。

(通知)

第5条 採用となった場合、在学学校を経由して本人に通知する。採用漏れとなった場合は通知しない。

第3章 採用後の提出書類

(誓約書)

第6条 奨学生として採用通知を受けた者は、直ちに「誓約書」(様式第2号)を当会理事長に提出しなければならない。

(学業成績及び生活状況報告)

第7条 奨学生は、毎年度末に「学業成績証明書及び生活状況報告書」(様式第4号)を当会理事長に提出しなければならない。

第4章 異動に関する届出

(異動届出)

第8条 奨学生が次の各号の一に該当する場合は、連帯保証人と連署の上、直ちにその旨を当会理事長宛に届け出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学または退学した時。
- (2) 停学その他の処分を受けた時。
- (3) 連帯保証人を変更した時。
- (4) 本人または連帯保証人の氏名・住所・職業その他重要な事項に変更があった時。

2. 貸与奨学生が奨学金完済前に前項第3号または第4号に該当する場合は、前項に準じて届け出なければならない。

(死亡の届出)

第9条 奨学生が死亡した時は、相続人または連帯保証人は、死亡診断書を添えて直ちに死亡届を提出しなければならない。

第5章 奨学金の交付

(奨学金の交付)

第10条 奨学金を交付する期間は、高等学校の正規の最短修業期間とする。

2. 前項期間中に交付する奨学金の額は月額10,000円とする。
3. 奨学金の交付は、年4回、3ヶ月分ずつを奨学生本人名義の口座に振り込むことにより行う。振込手数料は当会負担とする。

(奨学金の停止・短縮)

第11条 奨学生が休学、または長期にわたって欠席した時は、奨学金の交付を停止する。

2. 奨学生の学業成績や素行が悪化した場合、当会は奨学金の交付を停止、または交付期間を短縮することができる。

(奨学金の復活)

第12条 前条により奨学金の交付を停止された者が、その事由が消滅した後、在学学校長を経て願い出た時は、当会理事長の判断により奨学金の交付を復活することができる。

(奨学金の打ち切り)

第13条 奨学生が次の各号の一に該当すると認められる時は、在学学校長の意見を徴して奨学金の交付を打ち切ることができる。

- (1) 傷病等により卒業の見込みが無くなった時。
- (2) 学業成績または素行が著しく不良となった時。
- (3) 奨学金を必要としない事由が生じた時。
- (4) 在学学校で処分を受け、学籍を失った時。
- (5) その他、当会奨学生としてふさわしくない事実があった時。

(奨学金の辞退)

第14条 奨学生は、いつでも在学学校長を経て奨学金の辞退を申し出ることができる。

第6章 貸与奨学金

(貸与奨学金の利息)

第15条 貸与奨学金は無利息とする。

(借用証書及び返還予定書の提出)

第16条 貸与奨学生が次の各号の一に該当する場合は、貸与された奨学金全額について「奨学金借用証書」(様式第5号)及び「返還予定書」に記入し、連帯保証人2名以上による連署の上、直ちに当会理事長まで提出しなければならない。

- (1) 高等学校を卒業・修了または退学した時。
- (2) 奨学金貸与期間が満了した時。
- (3) 第13条により貸与奨学金の交付を打ち切られた時。
- (4) 第14条により貸与奨学金を辞退した時。

(貸与奨学金の返還)

第17条 貸与奨学生が第16条各号の一に該当する時は、貸与終了月の翌月から起算して12ヶ月を経過した後6年以内に貸与された全額を返還しなければならない。

2. 前項にかかわらず、奨学金貸与を受けた者の都合により、いつでも返還することができる。

3. 前2項にかかわらず、奨学金貸与を受けた者が次の各号の一に該当する場合、当会は貸与奨学金の全部または一部を繰り上げ償還させることができる。

- (1) 虚偽の申告その他の不正手段によって貸与を受けたことが明らかになった時。

(2) 貸与奨学金の返還を怠った時。

(繰り上げ返還における報奨金)

第18条 貸与奨学生が最終返還期日の3年前までに残額を一括して繰り上げ返還した場合、当会は繰り上げ返還金の10%の金額を報奨金として支払うものとする。

(例：総額360,000円貸与の場合)

| 返還時期 | 一括返還額 | 報奨金対象額 | 報奨金額 |
|------|---------|---------|--------|
| 猶予期間 | 360,000 | 360,000 | 36,000 |
| 1年目 | 360,000 | 300,000 | 30,000 |
| 2年目 | 300,000 | 240,000 | 24,000 |
| 3年目 | 240,000 | 180,000 | 18,000 |
| 4年目 | 180,000 | | |
| 5年目 | 120,000 | | |
| 6年目 | 60,000 | | |

(貸与奨学金の返還猶予)

第19条 奨学金貸与を受けた者が次の各号の一に該当し、かつ出願した場合、当会は貸与奨学金の返還を猶予することができる。

- (1) 災害により損害を受け、返還が困難となった時。
- (2) 傷病により返還が困難となった時。
- (3) 大学、大学院またはこれと同程度の学校に進学する時。
- (4) 医学実地研修に従事する時。
- (5) 外国の学校に入学または研究に従事する時。
- (6) その他、真にやむを得ない事由により返還が著しく困難となった時。

2. 返還猶予の期間は、前項第1号第2号に該当する場合は第21条により決定した時から1年間、第3号ないし第6号に該当する場合は当該事由が継続する期間とする。

(返還猶予の出願)

第20条 返還猶予を志願する場合、奨学金貸与を受けた者は連帯保証人と連署の上、次の各号の書類を提出しなければならない。

- (1) 「奨学金返還猶予願」(様式第6号)
- (2) その事由を証する書類。

(返還猶予の決定)

第21条 前条により返還猶予願があった場合、当会理事長が審査決定し、その結果を本人に通知する。

(貸与奨学金の返還免除)

第22条 奨学金の貸与を受けた者が次の各号の一に該当する場合、当会は貸与奨学金の全部または一部の返還を免除することができる。

- (1) 本人が死亡した時。
- (2) 本人が精神もしくは身体の機能に著しい障害が生じて労働能力を喪失した時。

(3) その他、特に必要と当会が判断する時。

(返還免除の出願)

第23条 返還免除を志願する場合、本人または相続人は、連帯保証人と連署の上、次の各号の書類を提出しなければならない。

(1) 「奨学金返還免除願」(書式は任意で可)

(2) 死亡による時は、戸籍抄本。前条(2)の事由による時は、その事実及び程度を証する医師の診断書。

(3) その他、返還不能の事実を証する書類。

2. 返還免除願は、返還不能の事由が生じた時から1年以内に提出しなければならない。但し特別な事情がある場合、更に1年以内その期限を延長することができる。

(返還免除の決定)

第24条 前条により返還免除願があった場合、当会理事長が審査決定し、その結果を本人または相続人もしくは連帯保証人に通知する。

第7章 給付奨学金

(給付奨学金)

第25条 給付奨学金は返還を要さない。

(給付奨学金の返還)

第26条 前条の規定にかかわらず、以下に該当する場合、当会は既に給付した奨学金の全額の返還を求めることができる。

(1) 第13条の各号の一に該当し、かつ故意による重大な違約があると認められる場合。

(2) 虚偽の申告その他の不正手段によって給付を受けたことが明らかになった場合。

第8章 奨学生の指導

(奨学生の指導)

第27条 当会は、奨学生の資質の向上を図るため、学業及び生活に関して適切な指導を行うものとする。

付 則

1. 本規程の実施について必要な事項は理事長が別に定める。
2. 本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人として当会が設立登記した日から施行する。